

Q1 クーポン券の発券を受けていない人が受診を希望している場合は、どのようにすればよいでしょうか。

A 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性については、これまでに予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い（約80%）ため、風しんの抗体検査と予防接種を原則無料で実施しています。対象者であっても、クーポン券がない場合には、本対策の抗体検査や予防接種を実施することができません。お住まいの市区町村に希望すればクーポン券の発行が可能ですので、住民票のある市区町村にお問い合わせするようお願いください。

Q2 自治体で独自で行っている風しん対策事業がある場合、合わせて実施しても差し支えないでしょうか。

A 自治体において、独自の風しん対策を実施されている場合があります。その実施方法については、自治体により異なりますので、その取扱いについては、直接自治体の担当窓口にご確認ください。

Q3 クーポン券の発行元市区町村と居住している市区町村とが異なる場合はどのように扱うのでしょうか。

A クーポン券を使用する時点で住民票のある転出先の市区町村が発行したクーポン券のみ有効です。そのため、引越し前に転出元の市区町村から発行されたクーポン券は使用できません。基本的には、転出先の市区町村からクーポン券が届くことになっていますが、新しいクーポン券が届く前に検査を希望される場合は、転出先の市区町村にお問い合わせするようお願いください。

Q4 職場での定期健康診断で対象者がクーポン券を持参していないが、別途クーポン券を回収できる場合は、抗体検査を実施しても差し支えないでしょうか。

A クーポン券が無ければ抗体検査を受けることはできません。ただし、本人が特定されており、クーポン券を事前又は事後に別途回収することができる場合には、必ずしも健診の場にクーポン券を持参しなければならない訳ではなく、事業所の判断で実施方法について検討いただいて問題ありません。あらかじめ、健診機関と実施方法について調整してください。

Q5 抗体検査の結果、予防接種が必要であるとされたが、予防接種を実施していない対象者がいた場合、何か働きかけをしなければならないでしょうか。

- A 抗体のない対象者は、風しんの感染を広げる可能性があるため、従業員とその家族の健康を守るためにも、予防接種を受けられるよう呼びかけをお願いします。また、風しんの予防接種のために医療機関を受診しやすい環境づくりに、ご配慮をお願いします。

Q6 過去に風しんの抗体検査を受けていた場合はどのように扱えばよいでしょうか。

- A 風しんの抗体検査を受けた時期、その結果を保有しているかを確認してください。平成 26 年度以降に風しんの抗体検査を受け、検査結果が陽性であり、その記録を保有している場合は、本対策の風しんの抗体検査を実施しなくても構いませんが、受診者が再検査を希望される場合は、抗体検査を実施しても構いません。

平成 26 年度以降に検査を受けていても、風しんの抗体検査結果が不明である場合や、抗体検査を受けた時期が平成 25 年度以前である場合は、風しんの抗体検査の対象となりますので、対象者に検査するようお伝えください。

なお、平成 26 年度以降に風しんの抗体検査を受け、風しんの第 5 期の定期接種の対象となる抗体価であることが確認できた場合は、抗体検査を受けることなく、風しんの第 5 期の定期接種を実施することが可能です。

Q7 過去に風しんの予防接種を受けていた場合はどのように扱えばよいでしょうか。

- A 過去に風しんの予防接種を受けたことがあり、かつ、その記録が確認できる場合は、本対策の抗体検査及び予防接種を実施しなくても構いませんが、受診者が風しんの抗体検査または風しんの第 5 期の定期接種を希望される場合は、風しんの抗体検査を実施しても構いません。

過去に任意接種で風しんの予防接種を受けたことがある場合、抗体検査の結果、十分な量の抗体がないことが確認された場合は定期接種の対象として取り扱うことができます。なお、この場合風しんの第 5 期の定期接種においては 1 回接種となっていますので、2 回以上接種することはできません。

予防接種の記録が確認できない場合は風しんの抗体検査の対象となりますので受診者に抗体検査を受検するようお伝えください。

Q8 クーポン券はいつまで利用可能でしょうか。

- A 風しんの追加的対策は、2024 年度末（令和 7 年 3 月 31 日）まで実施を予定しています。